

全ト協発第654号(輸)  
平成31年3月12日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克



## 標準引越運送約款の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月8日付けで標準引越運送約款の改正が公布され、新標準引越運送約款が同4月1日より施行されます。

今回の改正は、商法の改正に伴い実施されるもので、内容について大きな変更はございませんが、若干の追加項目、文言の修正がございました。

各都道府県トラック協会におかれましても、今後、本件に関して傘下会員事業者からの照会が増加することが予想されますことから、改正内容等について予めご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の改正に伴い、引越運送事業者の皆様に行っていただかなければならないことは下記の2点でございます。

つきましては貴協会におかれましても、この旨、各引越運送事業者へご周知いただきますようよろしくようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 4月1日以降の見積りについては、新標準引越運送約款をお客様に対し提示する。
2. 新標準引越運送約款を営業所等に掲示する。

以 上

○本件に関するお問い合わせ先  
(公社)全日本トラック協会 輸送事業部 杉崎  
TEL 03-3354-1038 (D-in) E-mail : [sugizaki@jta.or.jp](mailto:sugizaki@jta.or.jp)

